

鈴鹿市監査委員条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 8 月 2 4 日

鈴鹿市長 末松 則子

鈴鹿市条例第 1 5 号

鈴鹿市監査委員条例の一部を改正する条例

鈴鹿市監査委員条例（昭和 3 9 年鈴鹿市条例第 2 0 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改 正 後	改 正 前
（請求又は要求による監査） 第 7 条 監査委員は、法第 75 条第 1 項、第 98 条第 2 項、第 242 条第 1 項若しくは<u>第 243 条の 2 の 9 第 3 項</u>の規定による監査の請求又は法第 199 条第 6 項若しくは第 7 項若しくは第 235 条の 2 第 2 項の規定による監査の要求があつたときは、当該監査の請求又は要求を受理した日から 7 日以内に監査に着手しなければならない。	（請求又は要求による監査） 第 7 条 監査委員は、法第 75 条第 1 項、第 98 条第 2 項、第 242 条第 1 項若しくは<u>第 243 条の 2 の 8 第 3 項</u>の規定による監査の請求又は法第 199 条第 6 項若しくは第 7 項若しくは第 235 条の 2 第 2 項の規定による監査の要求があつたときは、当該監査の請求又は要求を受理した日から 7 日以内に監査に着手しなければならない。

附 則

この条例は、令和 8 年 9 月 2 4 日から施行する。